

改革基本方針の見直しについて((公財)長野県産業振興機構)

1 見直しの趣旨

長野県では、中小企業の経営支援や販路開拓を主に支援する「(公財)長野県中小企業振興センター」と産学官連携、研究開発を主に支援する「(公財)長野県テクノ財団」の2つの財団が、県内産業振興の中心的な役割を担っています。

企業活動のグローバル化などビジネス環境が大きく変化する中、こうした変化に迅速に対応するため、令和4年4月に、両財団が合併し、新たに「(公財)長野県産業振興機構」としてスタートすることとしています。

これに合わせ、改革基本方針について整理する必要があります。

2 合併について

(1) 新財団の名称 公益財団法人 長野県産業振興機構 (略称：N I C E)
[Nagano Industrial and Commercial Encouragement organization]

(2) 合併の時期 令和4年(2022年)4月1日

(3) 合併の形式 (公財)長野県テクノ財団が(公財)長野県中小企業振興センターを吸収合併します。

(4) 法人財産 (公財)長野県中小企業振興センターの一切の資産、負債、権利義務を新財団に引き継ぎます。

3 新財団において強化・充実する機能

(1) 企画段階から販路開拓、事業承継までの一貫支援体制(エコシステム)

次世代を担う産業分野を対象に、技術開発等から販路開拓、創業から事業承継まで「一貫した支援」を関係セクションが一体となって実施します。

(2) 産業界、地域の産業支援機関、大学等との役割分担と連携の強化

各産業支援機関との役割分担を前提に、産業界や大学などとの産学官連携を強化し、「ゼロカーボン」、「デジタル化」、「SDGs」といった社会的課題から産業イノベーションの創出を目指す取組を能動的に支援します。

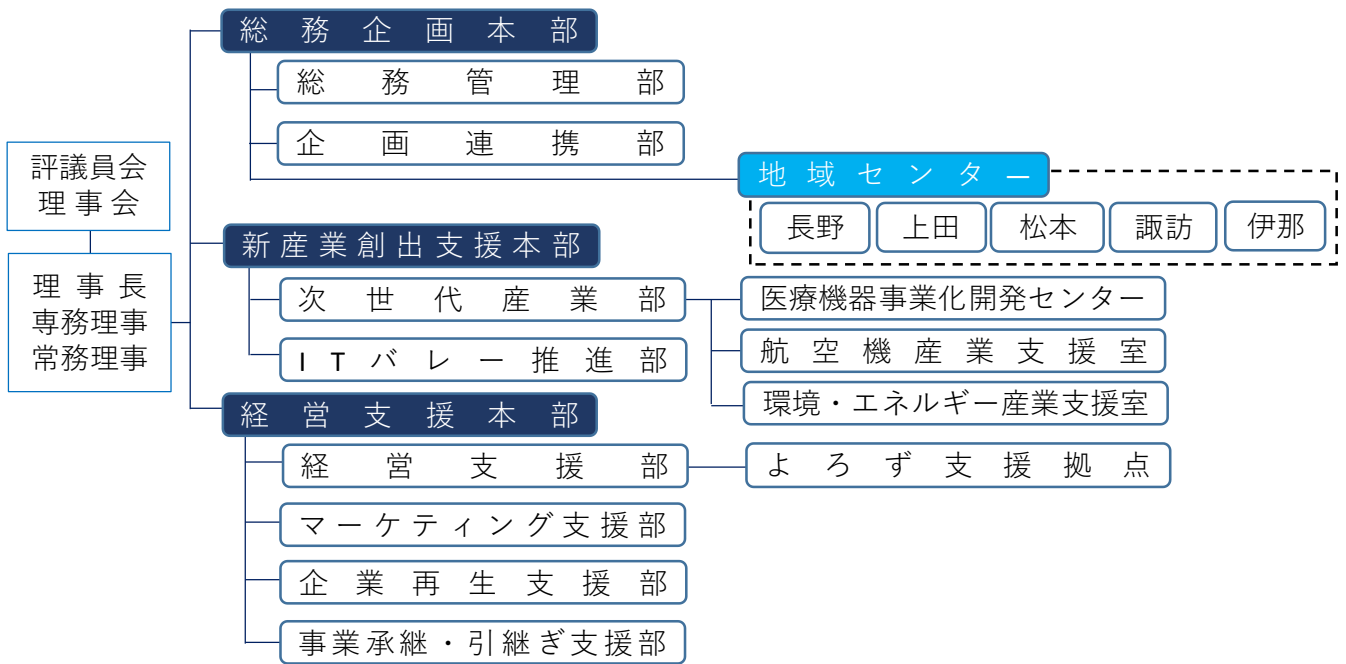
(3) 5地域センター(長野、上田、松本、諏訪、伊那)の機能強化

これまでそれぞれの特色を活かしながら、地域の技術開発や人材育成等を担ってきた「5つの地域センター(テクノ財団)」に、経営相談対応機能を付加し、地域振興局とも連携しつつ、地域の相談・支援体制を強化します。

(4) 県との役割分担の明確化

企画立案を担う「県」、総合的に事業実施を担う「財団」といった役割を明確にするとともに、県・財団間の人事交流により相互の知見を共有します。

(参考1) (公財) 長野県産業振興機構の組織体制



(参考2) 各財団の概要 (2021年12月1日現在)

組織名	(公財) 長野県テクノ財団	(公財) 長野県中小企業振興センター
本部所在地	長野市若里一丁目18番1号	長野市若里一丁目18番1号
拠点所在地 (駐在含む)	長野市、上田市、松本市、 諏訪市、伊那市	長野市、上田市、松本市、 諏訪市、伊那市、飯田市 東京、名古屋、大阪、上海市
設立	2001年	1971年 (財)長野県中小企業設備貸与公社)
理事長	神澤 鋭二	金子 元昭
基本財産	54億2,000万円	12億1,516万円
うち県出捐額	23億5,000万円 (43.4%)	500万円 (0.4%)
職員数	49名	74名
業務	産学官交流、新産業創出支援、共同研究等推進、国際展開支援、人材育成	創業・経営革新の支援、商品開発・販路開拓支援、地域産業の活性化支援、再生支援、事業引継ぎ支援

「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』」改訂案（抜粋）

※以下、全部改訂

* 令和4年4月1日改訂（予定）

15（公財）長野県産業振興機構	
改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・対応予定	—
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当機構は、企業活動のグローバル化やビジネス環境の変化に迅速に対応するため、産学官連携、研究開発を主に支援する「（公財）長野県テクノ財団」と中小企業の経営支援や販路開拓を主に支援する「（公財）長野県中小企業振興センター」の2つの財団が、令和4年4月に合併し誕生する（予定の）団体である。</p> <p>県産業振興の中心的な役割を担う2つの財団の合併により、技術開発等から販路開拓、創業から事業承継まで「一貫した支援」の体制が整備されるほか、県内5つの地域センターでの相談・支援体制が強化される。</p> <p>一方、限られた職員体制の中、多様化する企業のニーズに的確に対応し、効果的な支援を行っていくためには、運営の効率化が不可欠であることから、地域の産業支援機関と役割分担しながら、支援の重点化や職員の育成・適正配置などを進めていく。</p> <p>県としては、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」等を推進していくため、以下の理由から、県職員派遣、人件費や事業費の補助、共同事業の実施など、引き続き、県が果たすべき役割に応じた関与を継続していく。</p> <p>（1）機構は、県の産業振興の中核機関であり、中小企業支援法の「指定法人」、中小企業等経営強化法等の「認定経営革新等支援機関（認定支援機関）」、長野県中小企業振興条例の「中小企業関係団体等」として、県とともに中小企業に対する支援を行う必要がある。</p> <p>（2）「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」等において、機構の役割として、中小企業が取り組む国際展開の支援や国内における更なる販路開拓の強化、産学官連携による産業イノベーションの創出などを掲げている。機構に施策の一部を担わせる以上、県が機構の運営に積極的に関与しながら、それらの実現に取り組む責任がある。</p> <p>（3）合併後の機構の企画部門などの機能強化や、県・機構がもつ知見の共有を図るため、県産業振興関係職員を必要に応じて派遣することが適当である。</p>
改革実施による効果	機構が、一貫した支援や地域センターでの相談・支援体制の強化など合併による効果を発揮し、産学官連携により、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に位置付けられた有望市場開拓戦略等の実施機関としての機能を担っていく。
改革実施における留意点	—

変 更 後

【22 頁】

(削除)

現 行

【22 頁】

*令和3年5月17日改訂

14 (公財) 長野県中小企業振興センター

改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・対応予定	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県ものづくり産業振興戦略プランに基づく事業を実施するため県職員の派遣を継続 ・(公財) 長野県テクノ財団との合併に向けた支援
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当センターは、中小企業者に対する経営相談助言、取引あっせん、販路開拓、経営革新、新事業展開など経営全般に関わる支援及び創業支援等を実施している団体である。また、公益法人制度改革への対応に伴い、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。</p> <p>令和2年2月、企業活動のグローバル化やビジネス環境の変化に迅速に対応するため、(公財) 長野県中小企業振興センター、(公財) 長野県テクノ財団及び県の3者で「産業支援体制の在り方について」を取りまとめた。現在、令和4年4月の両団体の合併具現化に向け、県内企業への総合的な支援を行う体制を構築すべく、法令等に基づく所要の準備を行っている。</p> <p>今後、プロパー職員の定年退職等により人員の減少が生じる中で、業務の見直しを進めながら、支援の重点化を図ることにより、長期的な視点から財政負担が少ない方法で必要な人材を確保するなど、限られた職員体制で、多様化する中小企業の経営課題に対応していく。</p> <p>県としては、以下の理由から、引き続き県の関与を継続し、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づく事業を実施するため、必要な県職員を派遣する。</p> <p>(1) 県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、センターは、個別企業の経営状況に合わせた的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。</p> <p>国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県とセンターがその役割に応じて連携しながら支援を行っている。</p> <p>(2) 旧産業振興戦略プランに位置けられた「マーケティング支援センター」の設置により、県外大手企業等への技術提案型の販路開拓の実施などにおいて一定の成果をあげることができたが、成長期待分野企業への技術提案力を伴った販路開拓、更なるグローバル市場に向けた販路拡大などの課題も生じているため、一層の体制強化が必要となっている。</p> <p>(3) 平成30年3月に県で策定した、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」の中で、センターが担う役割として、中小企業が取り組む国際展開の支援や国内における更なる販路開拓の強化などが掲げられており、センターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。</p> <p>(4) 経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、センターの管理運営に必要な知識、経験及び産学官連携のネットワークを有している県商工関係職員を派遣して必要な職員を確保することが最も適当である。</p>
改革実施による効果	センターが、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に位置付けられた有望市場開拓戦略等の実施機関としての機能を担い、本県経済の振興につながる。
改革実施における留意点	新規採用抑制によるプロパー職員の減少

【23頁】

*令和4年4月1日改訂(予定)

※以下、全部改訂

15 (公財) 長野県産業振興機構

改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・対応予定	-
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当機構は、企業活動のグローバル化やビジネス環境の変化に迅速に対応するため、産学官連携、研究開発を主に支援する「(公財)長野県テクノ財団」と中小企業の経営支援や販路開拓を主に支援する「(公財)長野県中小企業振興センター」の2つの財団が、令和4年4月に合併し誕生する(予定の)団体である。</p> <p>県産業振興の中心的な役割を担う2つの財団の合併により、技術開発等から販路開拓、創業から事業承継まで「一貫した支援」の体制が整備されるほか、県内5つの地域センターでの相談・支援体制が強化される。</p> <p>一方、限られた職員体制の中、多様化する企業のニーズに的確に対応し、効果的な支援を行っていくためには、運営の効率化が不可欠であることから、地域の産業支援機関と役割分担しながら、支援の重点化や職員の育成・適正配置などを進めていく。</p> <p>県としては、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」等を推進していくため、以下の理由から、県職員派遣、人件費や事業費の補助、共同事業の実施など、引き続き、県が果たすべき役割に応じた関与を継続していく。</p> <p>(1) 機構は、県の産業振興の中核機関であり、中小企業支援法の「指定法人」、中小企業等経営強化法等の「認定経営革新等支援機関(認定支援機関)」、長野県中小企業振興条例の「中小企業関係団体等」として、県とともに中小企業に対する支援を行う必要がある。</p> <p>(2) 「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」等において、機構の役割として、中小企業が取り組む国際展開の支援や国内における更なる販路開拓の強化、産学官連携による産業イノベーションの創出などを掲げている。機構に施策の一部を担わせる以上、県が機構の運営に積極的に関与しながら、それらの実現に取り組む責任がある。</p> <p>(3) 合併後の機構の企画部門などの機能強化や、県・機構がもつ知見の共有を図るため、県産業振興関係職員を必要に応じて派遣することが適当である。</p>
改革実施による効果	機構が、一貫した支援や地域センターでの相談・支援体制の強化など合併による効果を発揮し、産学官連携により、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に位置付けられた有望市場開拓戦略等の実施機関としての機能を担っていく。
改革実施における留意点	-

【24頁】

*令和3年5月17日改訂

16 (公財) 長野県テクノ財団

改革方針	事業推進に対して積極的に支援
主な見直し・対応予定	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き県職員派遣、人件費や事業費の補助、共同事業の実施による支援を実施 (公財)長野県中小企業振興センターとの合併に向けた支援
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当財団は、テクノハイランド構想が終了したことに伴い、(財)浅間テクノポリス開発機構と(財)長野県テクノハイランド開発機構が解散したことから、引き続き産学官連携による共同研究開発事業を進めるため平成13年度に設立され、様々な事業を積極的に推進してきている。また、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。</p> <p>令和2年2月、企業活動のグローバル化やビジネス環境の変化に迅速に対応するため、(公財)長野県テクノ財団、(公財)長野県中小企業振興センター及び県の3者で「産業支援体制の在り方について」を取りまとめた。現在、令和4年4月の両団体の合併具現化に向け、県内企業への総合的な支援を行う体制を構築すべく法令等に基づく所要の準備を行っている。</p> <p>県としては、長期的視点に立った産学官連携による産業振興の重要性及び県の施策との密接な連携確保等以下の観点から、県職員を派遣するとともに、財団コーディネータ等の人件費や財団事業費の補助、共同事業の実施等による支援を行っていく。</p> <p>(1) 財団は、県が策定した「しあわせ信州創造プラン2.0」及び「ものづくり産業振興戦略プラン」に基づき、研究開発プロジェクトの多数組成と、事業化の成功確率を高めるための支援を重点的に強化し、産業イノベーションの創出を促進しており、具体的には、大学の持つ技術シーズと県内企業の事業化ニーズとのコーディネートや国等の研究開発支援事業の管理・運営を行うなど、本県における産業振興に重要な役割を担っている。このため、財団の事務局体制の充実、プロジェクトの企画・運営への支援、共同事業の実施等が必要である。</p> <p>(2) 産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすことが求められる。県が策定したものづくり産業振興戦略プラン等の中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県には支援する責任がある。</p> <p>(3) 財団は、経済動向によって変動する基金運用の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の抑制を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの事務局職員の派遣は現実的には難しく、県から職員を派遣することが最も適当である。</p>
改革実施における効果	産学官それぞれによる主体的な関与
改革実施における留意点	産業活性化施策の円滑かつ効果的な推進